

5 . 暮らしの援助 身知精難発他

障害の種類や等級等に応じて、必要な支援が受けられます。

(1) 交通関係の支援 身知精

手帳の種類や障害程度等級等に応じて利用できる制度があります。身体障害者手帳及び愛の手帳については、運賃割引制度の種別が第1種と第2種に分類されます。種別の分類についての詳細はP1、P3を御覧ください。

J R線・私鉄割引 身知

対象者	次のいずれかに該当する方 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者			
内容	区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
	第1種障害者が介護付で乗車する場合	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	50%	全線
	第2種障害者及び第1種障害者が単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	片道100kmを超える場合のJR線及び連絡社線各駅相互間。 (JR線以外の私鉄については取扱区間が各社違います)
	12歳未満の第2種障害児が介護付で乗車する場合	定期乗車券 (通勤定期に限る)	50%	全線
	1 グリーン車は除かれます。 2 12歳未満の障害児については、小児運賃の5割引となります。			
申請窓口	自動券売機等で所要区間の小児乗車券を購入し、乗降改札の際に乗車券と併せて障害者手帳を提示するか又は障害者手帳を発売窓口に提示し、行先、乗車券の種類等を口頭又はメモの提示により申し込んでください。 なお、乗車中は必ず障害者手帳を携帯してください。			

精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者の方が乗車する場合に、割引を実施している私鉄があります。内容や対象者等の詳細については、ご利用になる私鉄各線へ直接お問い合わせください。

都営交通（都電、都バス、地下鉄、日暮里・舎人ライナー） 身 知 精

対象者	次のいずれかに該当する方 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者 （地下鉄は身体障害者手帳所持者の場合、第1種又は定期券使用の12歳未満の第2種の介護者に限りませす） 精神障害者保健福祉手帳所持者
内容	無料（都営交通無料乗車券） 普通乗車券 50% 定期乗車券 50%（バス定期のみ 30%） 障害者：無料（都営交通乗車証） （都バスのみ介護者1名 50%：障害者本人と一緒に乗車、都営交通乗車証と精神障害者保健福祉手帳を提示）
有効期限	3年 2年
その他	シルバーパス等無料乗車証の所持者は対象となりませせん。 都営地下鉄の定期券発売所で手続することにより、磁気券をICカード（PASMO）に変更することができます。 発行窓口は乗車証の種別により以下ようになります。 磁気券及びICカード・・・都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所 紙券・・・本庁舎障害者福祉課、八王子駅南口総合事務所及び都電・都バスの定期券発売所
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所及び市民部事務所（拠点事務所（浅川事務所・由木事務所・元八王子事務所・北野事務所）及び南大沢事務所） 23区内の都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所及び本庁舎障害者福祉課・八王子駅南口総合事務所（月曜～金曜 8時30分から17時まで 祝日、年末年始を除く）、南大沢事務所（火曜・木曜 8時30分から17時まで 祝日、年末年始を除く）
申請に必要なもの	お持ちの障害者手帳（継続手続の場合は、手帳及び現在お持ちの乗車証） 都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所でICカード（PASMO）の新規発行をする場合には、デポジット（預り金）500円が必要になります。

民営バス・はちバス割引 身 知 精

- 対象者 次のいずれかに該当する方
身体障害者手帳又は愛の手帳所持者
第1種の身体障害者手帳所持者の介護者
愛の手帳所持者の介護者
精神障害者保健福祉手帳所持者
- 内容 に該当する方：
普通乗車券：50%割引
定期乗車券：30%割引
交通機関：東急、西武、小田急、京王、西東京、東武、京成、京浜急行、
関東、立川、国際興業、東海汽船、神奈川中央交通、はちバス
(ただし、はちバスに定期乗車券はありません)
取扱区間：東京都の区域内に路線(他県に乗入れている路線を含む)を有する民営バス
- に該当する方(本人のみ)：
普通乗車券：50%割引
定期券及び介護者の割引は原則割引にはなりません。バス事業者によって異なりますので詳しくは各バス事業者へお問合せください。
交通機関：概ね東京都内の民営バスは適用になります。
東京都福祉局障害者施策推進部 精神保健医療課
☎ 03-5320-4464 へお問合せください。
八王子市のはちバスも適用になります。(ただし、はちバスに定期乗車券はありません)
取扱区間：東京都内で乗車し、かつ都内で降車(下車)する場合にのみ適用されます(高速バス・空港連絡バス・深夜急行バス等は除きます)。
- 申請窓口：申請不要(有効な手帳提示で割引)
：本庁舎障害者福祉課、八王子駅南口総合事務所又は南大沢事務所
(火曜日及び木曜日のみ)
：都内の児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター
- 問合せ先 民営バスの問合せ先：各民営バス事業者
はちバスの問合せ先：道路交通部交通事業課(はちバス・駐車場担当)
☎ 042-620-7432
西東京バス(株) 檜原営業所
☎ 042-623-1365

航空(国内線)割引 身 知 精

- 対象者 次のいずれかに該当する方
 身体障害者手帳、愛の手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳の所持者又は介護者
 航空会社により異なります
- 内容 割引率、航空路線、区間などはお問合せください。
- 問合せ先 各航空運送事業者

旅客船・フェリー割引 身 知 精

- 対象者 次のいずれかに該当する方
 身体障害者手帳、愛の手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
 介護者
- 内容 割引率、割引対象船室などが、会社によって異なります。
 また、距離により割引にならない場合もありますので、詳しいことは、各フェリー会社等に直接お問合せください。
- 問合せ先 各旅客船・フェリー会社

有料道路割引 身 知

- 対象者 次のいずれかに該当する方
 身体障害者手帳所持者で、自ら運転する方
 第1種身体障害者手帳又は第1種愛の手帳所持者で、介護者が運転する
 自動車に乗車する方
- 内容 割引金額：通常料金の50%（端数は10円単位で切り上げ）
 対象道路：道路整備特別措置法に基づく有料道路
 窓口又はオンラインにて事前に申請手続きが必要です。
 対象となる自動車には要件がありますので、詳しくは「有料道路における障害者割引制度のご案内」や高速道路会社HPをご覧ください。
- 窓口申請
 必要なもの ・障害者手帳、自動車検査証（自動車を登録する場合）、運転免許証（第2種で新規の場合必要）
 ・ETC利用（ノンストップ走行）の方は上記に加え
 障害者本人名義のETCカード、車載器セットアップ申込書・証明書
 （変更・更新時に前回申請から変更がない場合不要）
- 申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444
 八王子駅南口総合事務所及び市民部事務所（拠点事務所（浅川事務所・由木事務所・元八王子事務所・北野事務所）及び南大沢事務所）
- オンライン申請 ETC利用（ノンストップ走行）の方はオンライン申請ができます。オンライン申請手続きについては、下記のURLをご確認ください。
 オンライン申請受付サイト
<https://www.expressway-discount.jp>



駐車禁止規制からの除外措置 身 知 精

対象者 次のいずれかに該当する方

身体障害者手帳所持者で以下のいずれかの等級に該当する方

- ・ 視覚障害 1～3級、4級（視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のものに限る）
- ・ 聴覚障害 2～3級
- ・ 平衡機能障害 3級
- ・ 肢体不自由 上肢 1・2級（両上肢に障害のあるものに限る）
- ・ 肢体不自由 下肢 1～4級
- ・ 体幹機能障害 1～3級
- ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 1・2級（両上肢に障害のあるものに限る）
- ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 1～4級
- ・ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害 1・3級
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能障害 1～3級

戦傷病者手帳

- ・ 上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害、肝臓機能障害（特別項症から第3項症までの各項目）
 - ・ 視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害（特別項症から第4項症までの各項目）
- 愛の手帳 1～2度

精神障害者保健福祉手帳 1級の所持者

小児慢性特定疾病医療受給者証（色素性乾皮症の支給認定を受けている方）

内容 駐車禁止等除外標章の交付を受けた障害者が、除外標章を現に使用している車（本人運転、家族等介護人運転の車の他、タクシー・福祉車両等も含む）の前面に掲出することで、公安委員会指定の駐車禁止場所等の規制対象から原則として除外されます。

その他詳細は警察署にお問合せください。

申請窓口 都内のいずれの警察署（交通課）

- ・ 八王子警察署 八王子市元本郷町 3-19-1 ☎ 042-621-0110
- ・ 高尾警察署 八王子市東浅川町 23-34 ☎ 042-665-0110
- ・ 南大沢警察署 八王子市南大沢 1-8-3 ☎ 042-653-0110

申請に必要なものについては、事前に警察署へお問合せください。

市営駐車場の駐車料金の免除 身 知 精

- 対象者 駐車禁止規制からの除外措置の標章をお持ちの方
- 内容 駐車禁止等除外標章の交付を受けた方が、運転又は同乗する車両に対して、市の施設を利用する場合、市営駐車場の駐車料金（利用時間分）が免除になります。
利用する施設の窓口に駐車券と駐車禁止等除外標章を提示してください。
詳しい利用方法は、事前に各駐車場にお問合せください。
- 対象施設
- ・ クリエイトホール（生涯学習センター、生涯学習センター図書館、消費生活センター、男女共同参画センター、子ども家庭支援センター）
 - ・ 学園都市センター
 - ・ 八王子駅南口総合事務所
 - ・ J : C O Mホール八王子（市民会館）
 - ・ 南大沢総合センター（南大沢事務所、南大沢図書館、南大沢保健福祉センター、生涯学習センター南大沢分館、南大沢市民センター、南大沢文化会館）
 - ・ 芸術文化会館（いちようホール）
- <対象とする駐車場>
- ・ 八王子駅北口地下駐車場、旭町駐車場 ☎ 042-642-1789
 - ・ 南大沢駐車場 ☎ 042-679-1028
 - ・ 芸術文化会館（いちようホール）駐車場 ☎ 042-621-3001
- 問合せ先 各駐車場へ

タクシー割引 身 知 精

- 対象者 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者
精神障害者保健福祉手帳の所持者
タクシー会社によって割引が受けられない場合がありますので、詳細は各タクシー会社にお問い合わせください。
- 内容 手帳の写真が貼付されている面を提示することで、料金が10%割引となります。（10円未満の端数は切捨て）
タクシー・自動車ガソリン費助成と併用可
- 問合せ先 （一社）東京ハイヤー・タクシー協会 ☎ 03-3264-8080
各タクシー会社

タクシー・自動車ガソリン費の助成 身 知

- 対象者 公共の交通機関を利用することの困難な次のいずれかに該当する心身障害者（児）
身体障害者手帳 1・2 級
愛の手帳 1・2 度
施設入所者は除きます。
所得制限あり（20 歳未満は扶養義務者の所得を対象とする）
- 内容 タクシー・自動車ガソリン費共通利用券（協力会社のみでの御利用となります）
月 8 枚（視覚障害者は月 12 枚）〔1 枚：300 円券〕
腎臓障害で透析治療のため通院している方は月 4 枚追加（病院で運行する送迎バスなどを利用している方、所得制限を超える方、生活保護を利用している方を除く）
1 回につき料金相当額分を利用できますが、釣り銭は請求できません。

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

身体障害用リフト付乗用自動車の運行 身

- 対象者 身体障害者手帳を所持し、常時車いすを使用する方及びその方が必要とする付添いの方
- 内容 < 運行の範囲 >
おおむね片道 3 時間以内
< 運行の日程 >
年末年始の休日を除き毎日 8 時から 17 時まで
・費用は無料（ただし、有料道路料金、有料駐車場料金は利用者負担）
・電話又は窓口で登録後、利用予定日の 1 か月前から前日までに電話でコールセンターへ予約
・運行は運転手 1 名のみで、介助等なし

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

この他福祉有償運送の制度もあります。詳しくは P 108 を御覧ください。

自動車運転教習費の助成 身 知

対象者 普通自動車運転免許証を取得した 18 歳以上の障害者の方で、次の要件 の
いずれかに該当し、かつ に該当する方

- ・身体障害者手帳 3 級以上の方
 - ・内部障害 4 級以上の方
 - ・下肢又は体幹機能障害 5 級以上であって歩行困難な方
 - ・愛の手帳所持者
- 引き続き 3 か月以上八王子市に住所を有する方

所得制限あり（前年（1 月から 6 月までの場合はその前々年）の所得税
の年額が、400,000 円以下）

身体障害者の方でも障害の程度によっては補装具等を着用したり、車種
を限定したりすることにより運転免許の合格基準に達することができま
す。

詳しくは警視庁 府中運転免許試験場まで ☎ 042-365-5656

内容 心身障害者の方が運転免許を取得するための費用の一部を助成します。

《助成内容》

- ・教習所の入所料、技能教習料、学科教習料及び教材費に該当する金額の
3 分の 2 の費用を助成（助成限度額あり。）
- 助成額については申請窓口へお問い合わせください。

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444
教習所入所前に必ず御相談ください。

身体障害者用自動車改造費の助成 身

対象者 18 歳以上の身体障害者手帳所持者で、次の要件全てに該当する方
上肢、下肢又は体幹のいずれかの等級が 1 級又は 2 級の方
就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要が
ある方

所得制限あり（本人又は扶養義務者等の前年の所得が特別障害者手当の
所得制限の範囲内の方）

内容 ・操向装置及び駆動装置の改造に要する費用を、133,900 円を限度に助成し
ます。

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444
改造前に必ず御相談ください。